

環境配慮推進状況評価表（事業種別）

部局名：教育局

事業種名：建築物の建設、工作物の設置

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

埼玉県環境配慮方針の趣旨に則り、各段階において配慮事項をもとに検討を加え、環境への負荷を低減するとともに、自然環境の保全に努めている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- ・LED照明、節水機器等を採用し、省エネルギー化を図った。
- ・既存の樹木をできるだけ伐採せずに残す計画とした。
- ・太陽光発電設備などクリーンなエネルギーの利用を図った。
- ・一部既存施設を再利用することにより、新たな開発を抑えた。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

省エネルギー機器等の採用をより一層推し進めることにより、ますますの省エネルギー化、環境負荷低減に努める。

4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

・コージェネレーションや屋上緑化等、設置実績が少なかったり、維持管理が難しいと考えられたりする設備については検討の余地がある。今後導入の可否を含めて、検討を進めていく。

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表-2のとおり

別表2

個別評価事業一覧

事業年度：令和2年度

部局名：教育局

事業種名：建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	児玉白楊高校実習棟改築工事	施工段階	22	20	90.90909091	5
2	県東部地域特別支援学校（仮称）の設置	設計段階	19	14	73.68421053	3
3	県南部地域特別支援学校（仮称）の設置	施工段階	21	17	80.95238095	4
	合計		62	51		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 教育局 課・所・室名 財務課

事業の種類	建築物の建設、工作物の設置	事業名	児玉白楊高校実習棟改築工事
事業の規模	校舎の改築 RC造2階建て	実施場所	本庄市児玉町金屋980
計画期間	平成30年度～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 県立児玉白楊高校の農業管理棟、蚕業実習室を改築する。			

※別表－1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 農業管理棟と蚕業実習室の改築にあたり、1棟に集約することでランニングコストの効率化を図った。
- ・ LED照明、節水機器等を採用し、省エネルギー化を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ 屋上緑化等の中長期的に見た際に維持管理が難しいものについては導入を避けたが、こういったものについても改めて導入を検討したい。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名 児玉白楊高校実習棟改築工事

各種計画との整合等		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○			—	—	1-1①
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○			—	—	1-1②
	③ 日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
	④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○			○	—	—	

基本方向1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			—	—	5-1①②④⑤
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			—		5-1④
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			—		5-4①
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○		○	—	—	5-2①②③④,5-3①②③④⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	○		✓	✓	1-3④
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			—	—	1-3①
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○		○	—	—	1-3②③
	後掲（森林の整備と保全）							

⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	○	✓	✓	4-1①
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	○	✓	✓	4-1②③

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進

個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			—	—	2-1③,2-2①②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○		○	—	—	7-2①②
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		○			—	—	2-1②,2-2③,5-2①②③④,
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		○			—	—	2-1①,2-2③,5-3①②③④⑤

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	3-1⑥,6-3②	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓	✓	3-1⑤,6-3①	
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。		○	○	○	✓		2-3⑥,6-3②③④	
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○	—	—	2-3⑤	
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○	○	✓	✓	2-3⑦	
	⑥ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○	○			—	—	2-3①④
	⑦ 建物の耐久性に配慮する。		○	○			—	—	2-3②③

基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進

個別事項	① 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○				解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○				解体を伴う場合のみ

基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全								
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			—	—	6-1③
	② 排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	○	○			—	—	6-1④
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	○	✓	✓	6-1①
	④ 透水性舗装、浸透枿・浸透トレンチの採用に努める。		○			—	—	6-1②
	⑤ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○			—	—	7-1①
	⑥ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○		—	—	3-1④
	⑦ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○		✓	✓	3-1④

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり								
基本的配慮事項 1 川の保全と再生								
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		○	○		✓		
	② 公共下水道の導入を図る。	○	○			—		
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生								
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○	✓	✓	7-2①②
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○		✓	✓	6-2①②
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			—	—	7-1①
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			—	—	7-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		○	○	○	✓		2-1④,7-1③

④	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○				—	—	1-2②
⑤	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○				—	—	1-2②

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり								
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	3-1①
	再掲(環境に配慮した交通の実現)							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	3-1②
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		✓	✓	3-1②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進								
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○	✓	✓	2-4①②
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全								
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	3-1③
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	○		✓	✓	3-1③
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	3-1①③
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進								
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			—	—	

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○				—	—	1-2③
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成								
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○			○	—	—	
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○			○	—	—	
						実施率 (b/a (%))	合計 (a) (b)	
						90%	22 20	
						総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $\frac{b}{a} \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 教育局 課・所・室名 財務課

事業の種類	建築物の建設、工作物の設置	事業名	県東部地域特別支援学校（仮称）の設置
事業の規模	校舎の改修 RC造3階建て	実施場所	さいたま市岩槻区馬込2426
計画期間	令和2年度～令和4年度	段階	設計段階
事業の概要： 県東部地域における特別支援学校の児童生徒増への対応をするため、旧岩槻特別支援学校に県東部地域特別支援学校（仮称）を設置する。			

※別表-1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 移転した旧岩槻特別支援学校の地内に計画し、一部既存施設を再利用することにより、新たな開発を抑えた。
- ・ 既存の樹木をできるだけ伐採せずに残す計画とした。
- ・ 太陽光発電設備などクリーンなエネルギーの利用を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・ コージェネレーションなど設置実績の少ない設備についても導入を検討し、さらなる省エネルギーを図るよう努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名 県東部地域特別支援学校（仮称）の設置

各種計画との整合等	配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
	構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○			—	—	1-1①
② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○			✓	✓	1-1②
③ 日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○			○	—	—	

基本方向1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			✓	✓	5-1①②④⑤
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			✓		5-1④
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			✓		5-4①
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○		○	—	—	5-2①②③④,5-3①②③④⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	○		✓	✓	1-3④
	③ 交通流の秩序化を図る。	○	○			✓	✓	1-3①
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○		○	✓	✓	1-3②③
	後掲（森林の整備と保全）							

	⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	○	—	—	4-1①
	⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	○	—	—	4-1②③

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進

個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			—	—	2-1③,2-2①②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○		○	—	—	7-2①②
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		○			—	—	2-1②,2-2③,5-2①②③④
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		○			—	—	2-1①,2-2③,5-3①②③④⑤

基本方向 2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		—	—	3-1⑥,6-3②	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		—	—	3-1⑤,6-3①	
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。		○	○	○	—	—	2-3⑥,6-3②③④	
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○	—	—	2-3⑤	
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができだけリサイクルされるように努める。		○	○	○	—	—	2-3⑦	
	⑥ 改修・修繕の容易な建物となるように努める。		○	○			✓	✓	2-3①④
	⑦ 建物の耐久性に配慮する。		○	○			✓	✓	2-3②③

基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進

個別事項	① 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○				解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○				解体を伴う場合のみ

基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全								
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			✓	6-1③	
	② 排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	○	○			✓	6-1④	
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	○	—	—	6-1①
	④ 透水性舗装、浸透枿・浸透トレンチの採用に努める。		○			—	—	6-1②
	⑤ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○			✓	✓	7-1①
	⑥ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○		—	—	3-1④
	⑦ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○		—	—	3-1④

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
		構想・ 計画段階	設計 段階	施工 段階	管理 段階	該当	実施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり								
基本的配慮事項 1 川の保全と再生								
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		○	○		—	—	
	② 公共下水道の導入を図る。	○	○			✓		
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生								
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○	✓	✓	7-2①②
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○		✓	✓	6-2①②
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			✓	✓	7-1①
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			✓	✓	7-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		○	○	○		—	—

④	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○						1-2②
⑤	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○						1-2②

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況	
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施		
安心・安全な環境保全型社会づくり									
基本的配慮事項 1 大気環境の保全									
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○			—	—	3-1①
	再掲(環境に配慮した交通の実現)								
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止									
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	○			—	—	3-1②
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○			—	—	3-1②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進									
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○		—	—	2-4①②
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全									
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○			—	—	3-1③
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	○			—	—	3-1③
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○			—	—	3-1①③
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進									
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○				—	—	

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進								
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○				—	—	1-2③
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成								
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○			○	—	—	
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○			○	—	—	
						実施率		合計
						(b/a (%))		(a) (b)
						74%		19 14
						総合評価		3

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率(%) = $\frac{b}{a} \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 教育局 課・所・室名 財務課

事業の種類	建築物の建設、工作物の設置	事業名	県南部地域特別支援学校（仮称）の設置
事業の規模	校舎の新築 RC造4階建て	実施場所	戸田市新曽1093
計画期間	平成29年度～令和2年度	段階	施工段階
事業の概要： 県南部地域における特別支援学校の児童生徒増への対応を図ると共に、インクルーシブ教育や高校における特別支援教育を推進するため、既存高校（県立戸田翔陽高校）の敷地内に新たな特別支援学校を設置する。			

※別表-1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・新校を既存の高校敷地内に設置し、グラウンド施設を共同利用することにより、新たな開発を抑えた。
- ・既存の樹木をできるだけ伐採せずに残す計画とした。
- ・太陽光発電設備などクリーンなエネルギーの利用を図った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

- ・コージェネレーションなど設置実績の少ない設備についても導入を検討し、さらなる省エネルギーを図るよう努める。

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表1 12 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名 県南部地域特別支援学校（仮称）の設置

各種計画との整合等	配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
	構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	○			—	—	1-1①
② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	○			—	—	1-1②
③ 日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	○	○		✓	✓	1-2①
④ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○			○	—	—	

基本方向1		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築								
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			—	—	5-1①②④⑤
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			—	—	5-1④
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			—	—	5-4①
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進								
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。		○		○	—	—	5-2①②③④,5-3①②③④⑤
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	○		✓	✓	1-3④
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			—	—	1-3①
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○		○	—	—	1-3②③
	後掲（森林の整備と保全）							

⑤ エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。		○	○	○	—	—	4-1①
⑥ ノンフロン製品等の導入を図る。		○	○	○	✓	✓	4-1②③

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進

個別事項	① 建物の断熱化を図る。		○			—	—	2-1③,2-2①②
	② 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。		○		○	—	—	7-2①②
	③ 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。		○			—	—	2-1②,2-2③,5-2①②③④,
	④ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。		○			—	—	2-1①,2-2③,5-3①②③④⑤

基本方向2		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	○		✓	✓	3-1⑥,6-3②	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。		○	○		✓		3-1⑤,6-3①	
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。		○	○	○	✓		2-3⑥,6-3②③④	
	④ 日頃適切な補修管理に努める。				○	—	—	2-3⑤	
	⑤ 建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。		○	○	○	✓	✓	2-3⑦	
	⑥ 改修・修繕の容易な建物となるよう努める。		○	○			—	—	2-3①④
	⑦ 建物の耐久性に配慮する。		○	○			—	—	2-3②③

基本的配慮事項 2 廃棄物の適正処理の推進

個別事項	① 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		—	—	解体を伴う場合のみ
	② 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。			○		—	—	解体を伴う場合のみ

基本的配慮事項 3 水循環の健全化と地盤環境の保全								
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			—	—	6-1③
	② 排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	○	○			—	—	6-1④
	③ 節水機器の採用に努める。		○	○	○	✓	✓	6-1①
	④ 透水性舗装、浸透枿・浸透トレンチの採用に努める。		○			—	—	6-1②
	⑤ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	○			—	—	7-1①
	⑥ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	○		—	—	3-1④
	⑦ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	○		✓	✓	3-1④

基本方向 3		配慮時期				チェック		備考
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		構想・計画段階	設計段階	施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生								
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。		○	○		✓		
	② 公共下水道の導入を図る。	○	○			—	—	
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生								
個別事項	① 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	○	○	✓	✓	7-2①②
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全								
個別事項	① 県産木材の積極的活用を図る。	○	○	○		✓	✓	6-2①②
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全								
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			—	—	7-1①
	② 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			—	—	7-1②
	③ 害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。		○	○	○		✓	

④	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○					—	—	1-2②
⑤	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○					—	—	1-2②

基本方向 4		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
安心・安全な環境保全型社会づくり		構 想・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 大気環境の保全								
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	○		✓	✓	3-1①
	再掲(環境に配慮した交通の実現)							
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止								
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	○		✓	✓	3-1②
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	○		✓	✓	3-1②
基本的配慮事項 3 化学物質・放射性物質対策の推進								
個別 事項	① 室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。		○	○	○	✓	✓	2-4①②
基本的配慮事項 4 身近な生活環境の保全								
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	○		✓	✓	3-1③
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	○		✓	✓	3-1③
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	○		✓	✓	3-1①③
基本的配慮事項 5 環境分野の災害への備えの推進								
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			—	—	

基本方向 5		配慮時期				チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況	
		構 想 ・ 計 画 段 階	設 計 段 階	施 工 段 階	管 理 段 階	該 当	実 施		
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり									
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進									
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○					—	—	1-2③
	② 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	○			✓	✓	1-2①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成									
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○			○		—	—	
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	○			○		—	—	

実施率	合計	
(b/a (%))	(a)	(b)
81%	21	17
総合評価	4	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率(%) = $\frac{b}{a} \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。